最終更新日：2017年12月25日

株式会社タカトリ
代表取締役社長　増田　誠
問合せ先：取締役管理本部長兼経営管理部長　岡島　史幸
証券コード：6338
http://www.takatori-g.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

□コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスク・マネジメントの強化を進めており、当社が関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

□当社の企業理念
当社の企業理念は、社是であり創業の精神である『創造と開拓』とともに明文化することで、経営に対する基本的な考え方を定着させることを目的としております。また、経営指標をROE10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。なお、企業理念については次のとおりです。

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」
・企業は「社会の公器」であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
・物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
・自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

□ステークホルダーの位置づけ
当社は、社是及び企業理念を前提とした各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）を設け、企業の社会的責任を認識した上で、ステークホルダーの信頼確立を追求しております。

□監査役設置会社形態を採用している理由
当社は、現在1名の社内監査役及び2名の社外監査役を選任しており、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制・形態であると考えておりますので、監査役設置会社形態を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、海外投資家比率が1%未満であり、全体に比し構成比率が低いと考えられることから、招集通知の英訳及び議決権電子行使プラットフォームの導入は費用対効果からいたしておりません。今後、海外投資家比率が相当な比率に達した際に電子行使や英訳を検討いたします。

【補充原則3－1－2】
当社は、海外投資家比率が1%未満であり、全体に比し構成比率が低いと考えられることから、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家比率が相当な比率に達した際に英訳を検討いたします。

【補充原則4－1－3】
現在、当社の最高経営責任者の選任においては、社長が当社の企業理念を踏まえ、取締役会に推薦をしており、取締役会では監査役を交え、適切かつ公平性を確保した手続きの下、選任をしておりますが、後継者計画について具体的なプランニング方法は策定しておりません。今後は取締役会で業績の評価やトレーニングを管理・監督し、適切に後継者育成の監督を行ってまいります。

【原則4－2．取締役会の役割・責務(2)】
当社取締役会は、実質的な業務遂行の責任者である業務執行取締役や各事業本部の責任者（本部長）からの提案は会社の持続的な成長に必要不可欠なものであると認識しており、提案を随時受付ける体制を整備しており、十分な審議の上実効するか否か決定しております。また、取締役の報酬については現在基本報酬と賞与のみの報酬としており、インセンティブ報酬制度は導入しておりません。今後業績連動型報酬制度の広がりを踏まえ、ストックオプション等の業績連動型報酬を検討してまいります。

【補充原則　4－2－1】
当社取締役の報酬は現在、基本報酬と賞与のみの報酬としており、株主総会で決議された年額3億円以内を限度に決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬割合や、ストックオプション等自社株報酬を合わせた報酬体系についても検討してまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は当社の独立社外取締役の独立性の基準を満たし、専門性を兼ね備え、かつ公平性・独立性を保って議論を客観的な立場から行うことができる独立社外取締役を1名選任しており、独立した社外取締役は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう取締役会では客観的な立場から積極的に意見を述べることで企業戦略やリスクテイクを支えるよう努めております。また、当社は独立社外取締役1名と監査役3名による経営体制で、経営監督機能が十分に機能していると考えており、独立社外取締役を2名選任しておりませんが、今後更なるコーポレートガバナンスの向上のために、必要に応じて複数名の選任を検討してまいります。

【原則4－10．任意の仕組みの活用】
当社は機動的かつ活発な取締役会が開かれ、社外取締役および社外監査役からも活発な意見交換がなされていることから、任意の仕組みにつ

いては必要ないと考えております。今後、取締役会の規模等の変化に伴い、更なる統治機能の充実を図る必要性が生じた場合に任意機関の設置を検討いたします。

【補充原則　４－１０－１】
現在、当社取締役会は独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役の指名や報酬の決定については、取締役会で経営陣の業績評価等を踏まえ、社外監査役２名を含む３名の監査役を交えた活発な意見交換のもと、株主総会で承認された限度額の範囲で決定しております。当社の事業規模から現状の体制が適切な規模であると考えており、任意の諮問委員会等の設置をしておりませんが、事業規模等の変化により更なる独立性・客観性が求められる場合に設置を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
１．保有の基本方針
当社が関わる電子部品業界において、今後も成長を続けていくために調達、開発、生産、販売等の過程において様々な企業と協力することが必要であると考えております。そのため、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に限り、政策保有株式として保有しております。
２．保有のねらい・合理性
当社では、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しております。
３．政策保有株式に係る議決権の行使基準
当社では、投資目的以外の目的で保有する株式に係る議決権行使は、その議案の内容が、当社が株式を保有している目的に合致をしているかどうかに加えて、当該投資先企業の経営方針、戦略等を十分に尊重したうえで企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では、役員と主要株主等との取引を行う場合は、取締役会の決議事項としており、会社や株主共同の利益を害することのないよう取引の重要性について協議の上、決定しております。また、その内容については事業報告書にて開示をしております。

【原則３－１．情報開示の充実】
１．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は社是であり創業の精神である「創造と開拓」とともに企業理念を明文化することで、経営に対する基本的な考え方を定着させることを目的としております。また、経営指標としてROE10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。なお、企業理念は次のとおりです。
「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」
1.企業は「社会の公器」であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
2.物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
3.自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

２．本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスクマネジメントの強化を進めており、当社が関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

３．取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲内でそれぞれ協議・検討しており、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。なお、役員の報酬については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は年額３億円以内、監査役の報酬限度額は年額３千万円以内として決議いたしております。

４．取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は取締役候補者の基準を役員規程に定め、基準を満たした者から、適確かつ 迅速な意思決定と適材適所の観点を踏まえ、社長又は取締役会の推薦を受けて候補者の選任を行っております。また、監査役候補者の選定基準を監査役監査規程に定めており、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続き、補欠監査役の選任の要否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつよう努めております。

５．取締役会が上記４を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役および監査役の選任・指名については「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴および選任理由を記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
取締役会は、当社の経営戦略や経営計画等の方針について、監査役を交え自由な意見交換の下、議論をしております。取締役会は、毎月各事業本部の責任者から事業の進捗状況や事業成績、および事業課題の報告を受けて経営状況を監視すると共に、各取締役はそれらの報告に対して、必要に応じて意見を述べています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は独立社外取締役の独立性判断基準を会社法及び上場証券取引所の独立性基準を充たしたものとしており、活発な意見を述べる事が出来る人物を候補者として選定しております。

【補充原則　４－１１－１】
当社取締役会は当社の持続的な企業価値の向上を図るべく、「販売」「生産」「管理」に関わる担当取締役を選任し、知識・経験・能力においてバランスのとれた体制にしており、適切かつ迅速な意思決定が行えるよう取締役の上限を１０名としております。また、多様性及び透明性を確保するため、当社独立性基準を満たした「会社経営者」「公認会計士」「弁護士」等の高度の専門知識を有した人物を社外役員として選任しております。

【補充原則　４－１１－２】
当社の取締役及び監査役は職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を十分に確保するため、兼任については合理的な範囲にとどめており、その兼任の状況については株主総会招集通知に記載をすることで開示をしております。

【補充原則　4－11－3】
当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、年1回取締役･監査役の自己評価アンケートをベースに取締役会の実効性の評価を実施しています。
2016年10月～2017年9月期における評価の結果は当社ホームページを参照ください。
http://www.takatori-g.co.jp/ir/others/pdf/20171127nr.pdf

【補充原則　4－14－2】
当社は取締役及び監査役が求められている法的責任を含めた役割･責務を全うできるよう外部機関のセミナーに参加することや外部のコンサルティングを活用する等、積極的に知識を習得する機会を設け、取締役、監査役自らの活動を支援するべく、機会の斡旋及び費用の負担を行ってまいります。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
(1)基本的な考え方
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、経営戦略などに対する理解を得る事が重要であると認識しており、IR担当取締役である管理担当取締役が建設的な対話を行うことで、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
(2)IR体制
株主、投資家の皆様との対話につきましては、IR担当部門である経営管理部門、総務部門の統括管理を行っている管理担当取締役をIR担当取締役とすることで、緊密な連携体制を整備しており、適切かつ迅速な情報を提供しております。
(3)対話の方法
株主、投資家の皆様との対話につきましては、報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対して四半期毎に決算発表を実施しており、必要に応じて機関投資家や大株主との面談の機会を設けております。また、業績や事業の内容等、関連する情報を当社HP及びWeb開示にて迅速かつ適切な情報発信をすることにより株主からの意見もIR部門を通して収集しております。
(4)社内へのフィードバック
管理担当取締役がIR活動でヒアリングした内容を、必要に応じて取締役会や経営会議等で報告し、経営戦略に反映されるよう努めております。
(5)インサイダー情報及び沈黙期間
インサイダー情報の管理については「内部情報管理規程」を策定し、役員及び従業員に周知しております。また、重要情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため決算発表前の一定期間を「沈黙期間」として設定しており、対話や取材を制限しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社コトブキ産業	375,944	6.84
タカトリ共栄会	344,200	6.26
水谷　量材	200,000	3.64
西村　幸子	189,700	3.45
大阪中小企業投資育成株式会社	187,250	3.40
仙波　周子	179,000	3.25
高鳥　政廣	168,725	3.07
岡島　恵子	167,700	3.05
タカトリ従業員持株会	133,132	2.42
株式会社南都銀行	95,000	1.72

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村　真	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村　真	○	―――	長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、同業務で培った多様な視点や価値観が、当社の経営の効率性、健全性および透明性の確保、向上につながり、当社の経営の強化につながると判断し、社外取締役として選任しております。また、当社と川村真氏が所長を務める現会計士事務所とは取引関係はなく、当社経営陣から著しいコントロールを受け得る可能性が極めて低い上、公正な立場であり且つ独立性が高いことから、ガバナンス体制の充実を目的として当取締役を独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整えております。また、監査法人との監査計画概要書に対するミーティング、四半期レビュー結果報告会・期末監査結果報告会の開催、監査に関わる情報交換等を行うことで、監査機能の充実を図っております。内部監査部門は、、期初に年間監査計画を立て、それを基準に監査役会及び監査法人と常に連携を取りながら内部監査を実施し、定期的に取締役会において報告を行っております。また、監査役、会計監査人及び内部監査部門は、相互に連携をとりながら指摘事項などについて社内規程等にフィードバックし、整備及び運用を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田磯子	弁護士													
大西大介	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田磯子	○	弁護士、さざんか法律事務所 共同代表	弁護士としての専門的見地から経営監視機能の客観性を充実するため、社外監査役として選任しております。また、当社と山田磯子氏が共同代表を務める現法律事務所とは取引関係はなく、当社経営陣から著しいコントロールを受け得る可能性が極めて低い上、公正な立場であり且つ独立性が高いことから、ガバナンス体制の充実を目的として当監査役を独立役員として選任しております。

大西大介	○	株式会社カナック名誉顧問	会社の経営者として培われてきた豊富な経験と高い見識から経営監視機能の客観性を充実するため、社外監査役として選任しております。また、当社と大西大介氏が名誉顧問を務める現会社とは取引関係はなく、当社経営陣から著しいコントロールを受け得る可能性が極めて低い上、公正な立場であり且つ独立性が高いことから、ガバナンス体制の充実を目的として当監査役を独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

取締役会への出席、会計監査人及び内部監査部門との会合、監査役会開催時の重要資料閲覧監査等を行うことで、経営監視機能の客観性の充実を図っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特別な施策はありませんが、役員持株会を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書に開示しております。
なお、その内容は当社のホームページにおいても掲載されておりますので、以下のURLをご参照ください。
http://www.takatori-g.co.jp/

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲内でそれぞれ協議・検討して決定しており、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。
なお、役員の報酬については、株主総会の決議により取締役の報酬限度額は年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内として決議いたしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクション等は設置しておりませんが、社外取締役及び社外監査役から求めのあった場合は、専任の担当者を配置し、且つ専任者の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整えております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

□取締役会及び監査役会の開催状況
当社では第61期（平成29年9月期）において取締役会を24回、監査役会を17回開催しております。
また、取締役会のメンバー構成は、取締役が6名、監査役が3名となっており、監査役会のメンバー構成は、監査役3名となっております。
なお、取締役は男性6名、監査役は男性2名・女性1名であります。

□監査役の取締役会への出席
当社では社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制を整えております。

□監査役の機能強化に関する取組み
監査役監査につきましては、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時に社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整えております。

□会計監査の状況
第61期（平成29年9月期）において業務を執行した公認会計士の氏名は、暁監査法人代表社員・業務執行社員　松島　秀典 ・ 代表社員・業務執行社員　織田　成人（継続監査年数は7年未満）であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役の機能や専門的見地等を有効に活用しながら経営監視機能の客観性の強化を図るために、監査役設置会社形態を採用しており、公認会計士の社外取締役、弁護士の社外監査役を含む3名の社外役員を独立役員として選任しております。また、社外監査役が取締役会に出席することによるコーポレート・ガバナンスの充実等により、経営監視機能の客観性の観点から十分機能していると考えております。
また、監査役設置会社として法令を遵守し経営の透明性を高め、意思決定のスピードアップを図ることで最適且つ効率的な事業運営の確立に努め、社外監査役による客観的且つ中立的監査を充実させることで、経営監視機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。
・当社では社外役員3名を独立役員として選任し、経営監視機能の客観性・中立性を確保しております。
・社外取締役は、これまでの職歴、経験、知識等で培った多様な視点や価値観を活かし、当社の経営の効率性、健全性及び透明性を確保するための助言・提言を行っております。
・各監査役は、これまでの職歴、経験、知識等を活かし、適法性監査だけでなく客観的な立場から事業運営全般について助言・提言を行っております。
・社外監査役は、弁護士としての専門的見地・会社の経営者として培われてきた豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役監査においては、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施し、具体的には取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監査・牽制体制を整えております。
従いまして、当社は社外取締役及び監査役による客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っており、当面の間現状のガバナンス体制を継続することで経営監視機能を維持して参ります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が議決権の行使に対し、十分に検討する時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。 招集通知を法定期日より2日以上前に発送するとともに、発送日より2日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との重要な対話の場という考えから、より多くの株主が出席できるよう配慮し毎年、株主総会を適切な開催日で設定しております。 平成29年第61期定時株主総会については12月22日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL:http://www.takatori-g.co.jp 決算情報に係る主要指標グラフ・決算情報・決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部人事総務部	
その他	機関投資家訪問	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」の制定と推進、役職員に対するコンプ ライアンス教育の継続実施、社是や企業理念等を示した「タカトリのあるべき姿」の浸透
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ホームページにおける企業理念及びコンプライアンス基本方針並びに環境基本方針の公開

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が遵守すべきものとして制定した「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」に従い行動し、周知徹底とその推進を図る。
(2) 当社及び当社グループ会社は社外の弁護士等を直接の情報受領者とする「内部通報規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の運用を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録、稟議書等）については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社及び当社グループ会社は「リスクマネジメント基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取り組み全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行う。万一、不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整える。
(2)「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化を行う。
(3) 内部監査部門による全部門への原則年1回の監査実施を行う。

4．当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務が、効率的に行われることを確保するために制定した「取締役会規程」「役員規程」「稟議規程」等の諸規程に従い行動する。
(2) 取締役会において決定した全社及び各部門の年度計画に基づき、月次・四半期毎の業績管理を行う。
(3) 原則として毎月1回以上、取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

5．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理責任者は「関係会社管理規程」に従って、関係会社の関連書類等の精査・分析等を行った上、取締役会に定期的（月1回）に報告を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項及びその補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から求めのあった場合、専任の担当者（補助使用人）を配置し、且つ補助使用人の評価及び異動等において独立性を確保する体制を整える。また、監査役は補助使用人に対する指揮命令権を有し、補助使用人は監査業務に関わる業務を優先する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役と代表取締役との定期的会合を行う。
(2) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。
a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
b. 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題
(3) 監査役は、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。

8．監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して上記報告を行った当社及び当社グループ会社のものに対し、当該報告を行ったことを理由として何ら不利な取扱いを行わないものとし、その取扱いについて当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等に周知徹底を図る。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役の職務執行に関して生じる費用について、監査役が請求をした場合は監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求に応じる。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役が、会社の重要情報について、すべてアクセスできる体制を整える。
(2) 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方
当社及び当社グループ会社では、反社会的勢力排除として「断固とした姿勢で対応」し、組織的な対応を図るため準備と対応時の社内報告を欠かさないことを基本的な考え方としております。

2．整備状況
前述の「1．基本的な考え方」について、当社「コンプライアンスマニュアル」に明記し、これを従業員に配布して周知徹底を図っております。また、窓口は管理本部人事総務部とし、所轄警察署や奈良県企業防衛対策協議会、弁護士等の外部機関との連携や情報収集を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

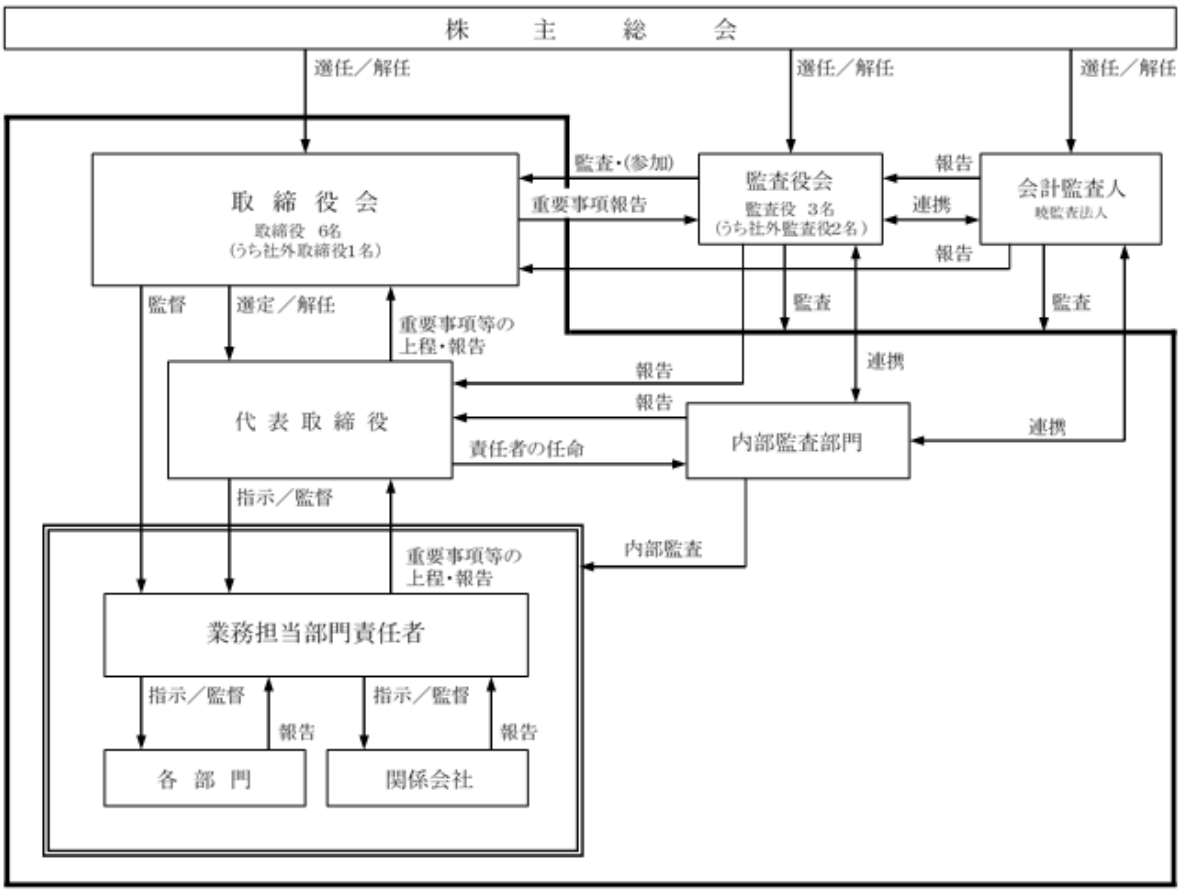
買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

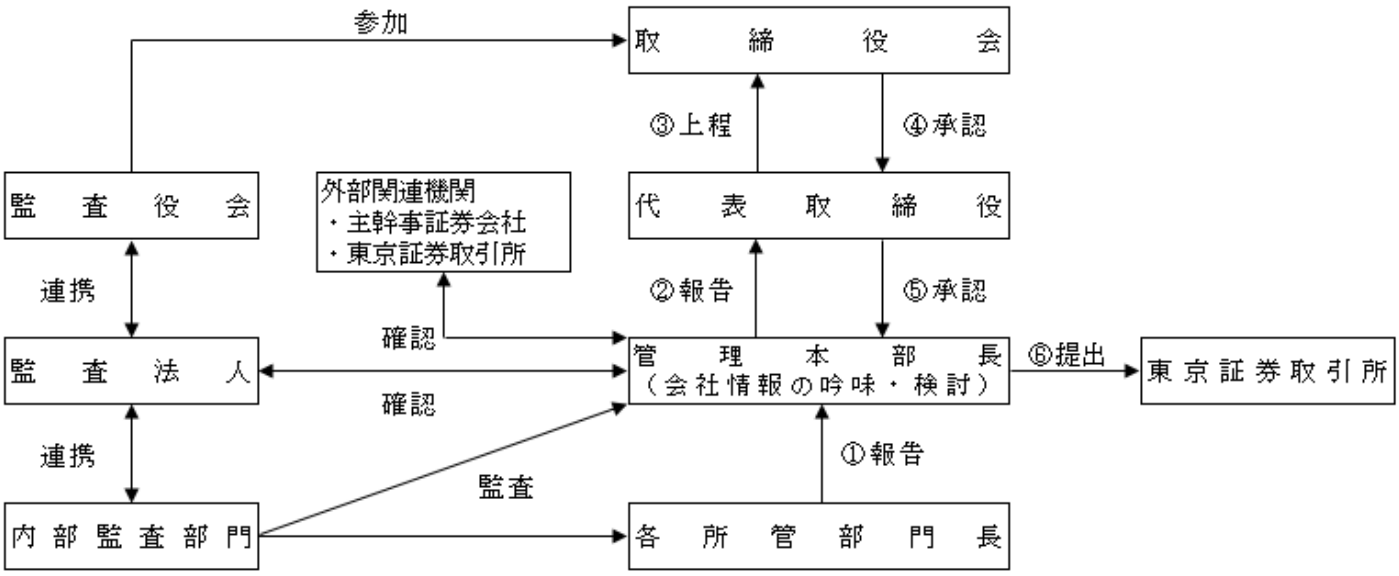
当社は、平成19年11月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を株主の皆様のご承認を得ることを条件に導入することを全取締役の賛成により決定し、平成19年12月21日開催の定時株主総会にてご承認いただきました。
その後、直近では平成28年12月22日開催の第60期定時株主総会の終結の時をもって有効期限を迎えたため、改めて買収防衛策の一部を修正したうえで継続することを同株主総会においてご承認いただきました。
なお、当買収防衛策の詳細につきましては、以下のURLをご参照下さい。
http://www.takatori-g.co.jp/ir/20161125nr-1.pdf

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、企業理念に則った上で内部統制システムの構築推進、リスクマネジメントの強化、環境対応強化等を今後重点的に取組むことにより、更なる企業価値の向上を目指して参ります。
また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、投資者に対する適時・適切な情報開示を行うことを目的として、「内部情報管理規程」と「コンプライアンス規程」を制定し、当規程に則って会社情報を取り扱っております。
1．各所管部門長は、適時開示が必要と考えられる会社情報について管理本部長に報告します。
2．管理本部長は、所管部門長とともに報告された会社情報を十分吟味・検討した上で、適時開示が必要であるか否かを判断し、会社情報の内容に応じて会計監査人等外部関連機関への確認を行った上で代表取締役に報告します。
3．適時開示が必要である会社情報は、取締役会で承認された上で管理本部長が迅速に東京証券取引所に提出します。



【適時開示体制の概要図（模式図）】



※①～⑥は適時開示の取扱い順を示しております。